

学校法人北里研究所人権侵害防止委員会規程

平成17年12月16日制定
平成20年 4月 1日改正
平成26年 4月 1日改正
平成26年11月21日改正
平成28年11月 1日改正
2023年 3月 8日改正

(設置)

第1条 人権侵害防止宣言並びに人権侵害(ハラスメント)防止のためのガイドライン(指針)に基づき、学校法人北里研究所(以下「本法人」という。)に学校法人北里研究所人権侵害防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 人権侵害(ハラスメント)の防止対策に関する情報収集、教育研修、啓発活動、調査調停
- (2) 本法人内外機関との連携及び協力等のための連絡、調整
- (3) その他人権侵害(ハラスメント)の防止対策に関する事項

(構成)

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 人事担当常任理事
- (2) 教育担当副学長 1人
- (3) 学生指導委員会委員長
- (4) 健康管理センター長
- (5) 事務本部長
- (6) 北里大学病院長が推薦する者 1人
- (7) 委員長が推薦する者(本法人外有識者を含む。) 若干人

2 委員会の委員長(以下、「委員長」という。)は、前項第1号委員とする。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員に事故あるとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任委員の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会の運営は次により行う。

- (1) 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- (2) 委員会は委員長が招集し、議長となる。
- (3) 委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (4) 委員会の議決は出席委員の過半数により、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会は、人権侵害(ハラスメント)防止対策に関する情報収集、教育研修、啓発活動の企画、運営等のために、専門部会を置くことができる。

(調査等)

第7条 委員長は、人権侵害(ハラスメント)が疑われる事案が発生した場合は、当該部門長に対して、速やかに被害者の救済保護を図り、事実関係の調査とその対応を原則として1ヶ月以内に行うよう要請することができる。

2 相談者から委員会に申立てがあった場合、または委員会が調査を必要と判断した場合は、委員会は、調査委員会を設置のうえ、調査、調停を行う。

3 調査委員会は、委員会との緊密な連携のもとに事実関係の調査を行い、原則として1ヶ月以内にその結果を委員長に報告するものとする。

(上申)

第8条 委員会が、加害者に対する処分の必要性があると判断したときは、委員長はその旨を理事長に報告する。

2 ただし、重大な法令違反や非行等で、社会に及ぼす影響の著しい事案に関しては、委員会の判断がなくとも、委員長はその旨を理事長に勧告することができる。

(不服申立て)

第8条の2 相談者が委員会に調査又は調停の申立てを行い、委員会が議決を行った場合において、申立人又は被申立人が委員会の決定に不服があるときは、処分決定後14日以内に、委員会に不服申立書(様式任意)を提出することができる。

2 委員長は、提出された不服申立書を、理事長に報告し、必要な措置を講じる。

(人権相談員)

第9条 学生・職員等からの相談等に対応するため、人権侵害防止相談員(以下「人権相談員」という。)を置く。

2 人権相談員に関する細則は、別に定める。

(秘密保持)

第10条 委員は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、任期中及び退任後も知り得た内容について守秘義務を負う。

(事務局)

第11条 委員会の事務は人事部が主管する。

2 必要に応じて、教学センター事務室、健康管理センター、健康管理室が運営に参加する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程施行をもって北里学園セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程(平成12年10月20日制定)を廃止する。

3 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（北学総第2022-14842号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。